

事務事業一元化調整 結果一覧表

協議会協議項目

番号	分類名または部会名	事務事業名(新市)	調整結果
1	8 財産の取扱い	・基金	3市町村の所有する財産及び債務は、別紙のとおり新市に引き継ぐものとする。 別紙 A - 1
2	2 1 行政区の取扱い	・区長会 ・伊那市町総代会 ・区長会長会	自治会の名称と区域は、現行のとおりとする。 自治会への未加入世帯への対応及び会計年度については、新市において検討する。 行政事務連絡員等を通じての文書配布は、原則として月1回とする。 行政事務連絡員等のあり方及び委託料・報酬等については、次のとおりとする。 支出科目は、交付金に統一する。 高遠町は、平成18年度において、一世帯当たり交付金が伊那市と概ね同額となるよう調整する。 長谷村は、当面現行額とするが、他の地域振興策への移行などにより、本交付金の水準は、できるだけ早期に同程度とするよう調整する。 地域間の格差や職務内容、区、町などへのその他の財政措置などに十分配慮する必要があるため、交付金の算定方法や地区における会議の開催方法などについては、合併前の市町村ごとに行うことを基本とする。
3	2 3 住民の交通福祉対策事業	・各種障害者手当(在宅重度心身障害者(児)自動車燃料費補助)	対象者は伊那市の基準とし、年間36枚の券を発行する。 燃料助成、タクシー券は、利用者が選択し利用する。  対象者 下肢・体幹機能障害1～3級、視覚・内部障害1級(人工透析を含む)、知的障害者A1 施設入所者は除く。
4	2 3 住民の交通福祉対策事業	・障害者等タクシー利用助成	新市に移行後も、実施するものとする。対象者は伊那市の基準とし、年間36枚のタクシー券を発行する。 燃料助成、タクシー券は、利用者が選択し利用する。  対象者 下肢・体幹機能障害1～3級、視覚・内部障害1級(人工透析を含む)、知的障害者A1 施設入所者は除く。 タクシー券(仮称) 年間36枚(タクシー初乗運賃 550円×36枚=19,800円)
5	2 3 住民の交通福祉対策事業	・移送サービス事業	寝たきり等のため車いすやストレッチャーを使用しなければ外出困難な高齢者が、リフト付き自動車やストレッチャー車で市内及び隣接の医療機関へ通院した時の料金の助成を行う。 現在無料で送迎している機能訓練等については事業と関連して検討する。  1.助成の対象 高齢者及び障害者を対象とし、医療機関及び福祉サービス施設への移送とする。 2.助成の方法及び個人負担金 購入券方式とし、申請により、自己負担は料金の1/2の額で1,000円を上限とし、超過分を市が負担する「特殊車両タクシー券」を交付する。 3.交付枚数 利用者の心身の状態により、24枚/年(月1回×往復×12月)、医師の指示により月2回以上通院等が必要な者は48枚/年(2回×往復×12月)、透析患者等市長が特に認める者は192枚/年(月8回×往復×12月)とする。
6	2 3 住民の交通福祉対策事業	・高齢者の足対策(高齢者バス・タクシー利用料金助成事業)	低所得高齢者が、原則として医療機関・公共施設等への通院、通所に利用するバス・タクシーの利用料金の一部を助成する。  1.交付対象者 次のすべての要件に該当する者 (1) 市内に在住する75歳以上で介護保険の所得段階が1・2の者 (2) 障害者等タクシー利用助成を受けていない者 2.助成額 1人年額 2,400円・4,800円・7,200円・9,600円・12,000円 基準日を4月1日とし、福祉入浴券と同様、申請不要として交付する。

事務事業一元化調整 結果一覧表

協議会協議項目

番号	分類名または部会名	事務事業名(新市)	調整結果
7	企画部会	地域組織の振興に対する助成	地域組織の振興に対する助成については、対象事業を次の2つに区分して実施する。 ・伝統芸能の保存、文化活動等、特定の事業については、伊那市の例による。 ・高遠町、長谷村で実施している各種団体への活動費等の助成については、予算の範囲内で実施する。
8	企画部会	男女共同参画推進	伊那市の計画(平成17年度末までの計画を1年延長する)及び高遠町の現計画を参考にし、男女共同参画推進会議に諮りながら、平成18年度末までに計画を策定する。 (伊那市において平成17年4月1日男女共同参画推進条例を施行した。)
9	住民生活環境部会	国民健康保険税	国民健康保険税は、被保険者負担の急激な変化を避けるため旧市町村単位で不均一課税とする。健全で円滑な運営を確保するため、適正な負担額となるよう最長5年間で段階的に統一に向けた調整を行う。 応益割合が50パーセント程度となるように調整し、軽減割合は、7割、5割、2割とする。 賦課方式、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。 納付書の発送は、6月と11月とする。  平成18年度国民健康保険税率は、下記のとおりとする。実施時期は、平成18年4月1日とする。 [所得割額] 医療分:100分の6.2 介護分:100分の1.9 [資産割額] 医療分:100分の15.0 介護分:100分の5.0 [被保険者均等割額] 医療分:23,000円 介護分:8,000円 [世帯別平等割額] 医療分:24,000円 介護分:7,000円  調整率(激変緩和措置)は、下記のとおりとする。 [平成18年度] 高遠区域:0.70 長谷区域:0.80 [平成19年度] 高遠区域:0.76 長谷区域:0.84 [平成20年度] 高遠区域:0.82 長谷区域:0.88 [平成21年度] 高遠区域:0.88 長谷区域:0.92 [平成22年度] 高遠区域:0.94 長谷区域:0.96 [平成23年度] 高遠区域:1.00 長谷区域:1.00
10	社会福祉部会	保育所運営	保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、園児数の動向を踏まえ、現在ある旧市町村の統廃合計画を進めるとともに、効率的な運営を新市において実施する。 保育士の配置基準については当面、国の基準を基本とする。 障害児保育士の配置基準については、国・県の基準どおりとする。 給食技師の配置基準については国の基準を基本とする。 園児の送迎バスについては、当分の間は現行のまま実施する。  保育時間 [平日 早朝] 午前7時30分から午前8時00分 [平日 通常] 午前8時00分から午後4時00分 [平日 延長] 午後4時00分から午後7時00分 [土曜日早朝] 午前7時30分から午前8時00分 [土曜日通常] 午前8時00分から午後0時00分 [土曜日延長] 午後0時00分から午後7時00分  早朝保育・延長保育・乳児保育の実施保育所は、平成17年度実施保育所を基本とするが、平成18年度入所希望をとりまとめた上で調整する。 保育料は、伊那市の階層区分を基準とし、金額は国の80%を目安とする。経過措置として、高遠町及び長谷村の保育所の保育料については、平成18年度は現行どおりとし、平成19年度から最長5年間で段階的に統一していく。 保育料は、保育所単位での料金設定とする。(住所地としない)
11	社会福祉部会	重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳3級以上、療育手帳B1以上、国民年金施行令別表程度の県補助対象外の者について、単独分として事業を実施する。

事務事業一元化調整 結果一覧表

協議会協議項目

番号	分類名または部会名	事務事業名(新市)	調整結果
12	高齢者保健部会	高齢者クラブ活動助成事業	<p>新市においては、各連合会を統一する。 組織方法については、連合会において検討する。 補助金については引き続き継続し、今後クラブの活性化が図られるよう支援策を検討する。 補助金額については、下記を限度額とする。</p> <p>1.補助額 合計金額 5,256,500円 (内訳) ・単位クラブ活動助成: クラブ割40,000円×48=1,920,000円 / 会員割300円×2,955=886,500円 ・連合会活動助成 : 1,500,000円 ・特別事業補助分 : 650,000円 ・健康づくり事業分 : 300,000円</p> <p>2.事務局 連合会の事務局を社協委託することを検討する。負担となっている補助申請の簡素化等を検討する。</p>
13	農林部会	地域営農システム構築事業	<p>地域営農システム構築事業は、伊那市の例により実施する。ただし、JA及び新市の負担金等によりセンターに会計を設ける。 地区は、現行の伊那市の7地区に、高遠町及び長谷村については「東部」地区として加え、8地区とする。</p>
14	農林部会	有害鳥獣被害防除対策事業	<p>有害鳥獣対策に対する補助については、新市において実施する。 対象は、2人(戸)以上の農業者とする。</p> <p>1.事業費限度額 150万円 2.補助率 2分の1</p>
15	農林部会	野生鳥獣保護管理事業	<p>国県補助が伴う場合の地元負担率は30%とする。 出動手当、捕獲交付金、ワナ設置補助等の金額は設定しない。 駆除は猟友会に委託費を支払い委託する。 甲種資格取得者へ経費の50%を補助する。 その他の事業については新協議会で決定する。 コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業等については現行のとおり実施する。</p>
16	商工観光部会	中小企業融資制度資金・利子補給制度(中小企業融資あつ旋事業)	<p>中小企業融資制度資金は、種類、貸付限度額は伊那市に合わせる。 利子補給制度は、助成期間中のものについては継続して実施する。 利子補給は、経済状況に応じて検討していく。 基金運用については廃止し、予算による預託方式で運営していく。 保証料補給は伊那市に合わせる。 融資利率は、経済状況を見ながら金融機関と調整していく。 県制度への保証料は一部を補給する。 担保・連帯保証人については、県保証協会と協議し決定していく。</p>
17	商工観光部会	商工会議所(商工会)	<p>県で行っている「小規模企業支援のあり方検討委員会」の意見を尊重し、商工会議所・商工会の意向を踏まえ統合するよう調整に努める。商工業振興のために商工会議所(商工会)と連携して事業を進めるため、現在の支援事業は、平成18年度は申請状況を見ながら、現行(平成17年度)を上限に支出する。 平成19年度以降、商工会議所・商工会間の連携を視野に入れて、バランスをとる。</p>

事務事業一元化調整 結果一覧表

協議会協議項目

番号	分類名または部会名	事務事業名(新市)	調整結果
18	建設部会	市町村道の整備	<p>市町村道の整備は、下記により実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 用地補償 用地補償は、路線価、固定資産税評価額及び近傍類似額を参考にして、その都度決定する。 その他の補償は、県の補償基準に準ずる。</li> <li>2. 受益者負担金 受益者負担金(地元負担金)の対象となる道路は、受益者が特定される生活道路とし、負担率は、事業費の5%とする。 ただし、1戸当たりの受益者負担金の限度額は当分の間、3,000円とする。</li> <li>3. 減免基準 市長が特に認めた場合には、受益者負担金の納入を減免することができるものとし、合併後1年以内に基準を定める。</li> <li>4. 対象事業費 受益者負担金の対象となる事業費は、工事費、用地費及び補償費とする。</li> <li>5. 対象道路 受益者負担金の対象となる道路は、新市における市道路線認定に合わせて定める。 なお、これらの路線が定められるまでの間は、従前の例による。</li> </ol>
19	上下水道部会	水道事業	<p>水道事業は、下記により実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会計 現在の事業単位を生かしつつ統一するが、情報センターとデータ管理方法について協議する。</li> <li>2. 事業 新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市における水道事業整備計画等を策定し段階的に事業統合を行い一本化を図る。</li> <li>3. 給水区域 現行のまま新市に引継ぐ。</li> <li>4. 検針 当分の間は各市町村の現行方法で行うが、できるだけ速やかにハンディ方式へ移行する。</li> <li>5. 検針期間及び料金徴収 隔月とする。</li> </ol>
20	上下水道部会	簡易水道事業	<p>簡易水道事業は、下記により実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会計 現在の事業単位を生かしつつ統一するが、情報センターとデータ管理方法について協議する。</li> <li>2. 事業 新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市における水道事業整備計画等を策定し段階的に事業統合を行い一本化を図る。</li> <li>3. 給水区域 現行のまま新市に引継ぐ。</li> <li>4. 検針 当分の間は各市町村の現行方法で行うが、できるだけ速やかにハンディ方式へ移行する。</li> <li>5. 検針期間及び料金徴収 隔月とする。</li> </ol>
21	上下水道部会	下水道事業	<p>下水道事業は、下記により実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会計 現在の事業単位を生かしつつ統一するが、情報センターとデータ管理方法について協議する。</li> <li>2. 事業 建設途中の市町村もあるため、当分の間現行どおりとする。建設事業終了後は、速やかに調整を図る。</li> </ol>

事務事業一元化調整 結果一覧表

協議会協議項目

番号	分類名または部会名	事務事業名(新市)	調整結果
22	上下水道部会	上水道料金	現行のまま新市に移行し、合併後6年目から統一料金とする。 なお、住民負担の急激な変化を避けるため、旧市町村単位として、最長5年間で段階的に統一料金に向けた調整を行う。 平成18年度で詳細を決定し、平成19年度から調整を開始する。 漏水認定基準等の統一を図る。
23	上下水道部会	簡易水道料金	現行のまま新市に移行し、合併後6年目から統一使用料とする。なお、住民負担の急激な変化を避けるため、旧市町村単位として、最長5年間で段階的に統一使用料に向けた調整を行う。 平成18年度で詳細を決定し、平成19年度から調整を開始する。 従量制の導入に伴い、検針メーター未設置宅への対応が必要となる。
24	上下水道部会	下水道使用料	現行のまま新市に移行し、合併後6年目から統一使用料とする。なお、住民負担の急激な変化を避けるため、旧市町村単位として、最長5年間で段階的に統一使用料に向けた調整を行う。 平成18年度で詳細を決定し、平成19年度から調整を開始する。 従量制の導入に伴い、検針メーター未設置宅への対応が必要となる。
24	上下水道部会	農業集落排水施設使用料	現行のまま新市に移行し、合併後6年目から統一使用料とする。なお、住民負担の急激な変化を避けるため、旧市町村単位として、最長5年間で段階的に統一使用料に向けた調整を行う。 平成18年度で詳細を決定し、平成19年度から調整を開始する。 従量制の導入に伴い、検針メーター未設置宅への対応が必要となる。
25	学校教育部会	遠距離通学児童生徒補助金	保護者の負担を一定にする必要があることから、通学距離が小学校で4km以上、中学校で6km以上の児童生徒全員について、原則全額補助を行う。 なお、交付基準対象(小学校4km以上・中学校6km以上)外で、現状補助している地域については、市長の認める特殊事情がある地域として、新市発足後も補助を継続する。
26	生涯学習部会	図書館の運営	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、それぞれの図書館の機能等業務内容については、コンピューターシステムを更新し、データを移行するまでの間は両館とも従前どおりの運営をせざるを得ないため、合併後に調整する。
27	生涯学習部会	学童クラブ	現行のまま新市に引き継ぐ。 1.対象 市内の小学校に在学する児童で、下校後帰宅しても保護者が就労等により不在のため適切な保護が受けられない児童 2.学童クラブの要件 学区内の空き教室又は公的施設等に設置され、入所児童はおおむね10人から30人 3.指導員 教員又は保育士の資格を有する者 4.開設日 原則として月曜日から金曜日までの給食を実施する授業日 5.開設時間 原則として下校時から午後6時まで 6.送迎 児童の送迎は保護者の責任で行う

区 分		基金の名称	
一般会計	財政調整基金	財政調整基金	
	減債基金	減債基金	
	その他特定目的基金	ふるさと創生基金	ふるさと創生基金
		文化振興基金	文化振興基金
		福祉基金	福祉基金
		美術館等建設基金	美術館等建設基金
		老人保健福祉施設建設基金	老人保健福祉施設建設基金
		美篤団地汚水浄化施設基金	美篤団地汚水浄化施設基金
		殿島団地汚水浄化施設基金	殿島団地汚水浄化施設基金
		地域振興開発基金	地域振興開発基金
		防災行政無線施設整備運営基金	防災行政無線施設整備運営基金
		さくら基金	さくら基金
		長藤診療所整備等基金	長藤診療所整備等基金
		高遠さくらホテル整備等基金	高遠さくらホテル整備等基金
過疎地域振興基金	過疎地域振興基金		
特別会計	国民健康保険特別会計	国民健康保険基金	
	介護保険特別会計	介護給付費準備基金	